

議第44号 呉市建築物における駐車施設の付置等に関する特例条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉駅周辺地域総合開発を推進するに当たり、呉駅前西地区第一種市街地再開発事業によって建築された建築物（旧そごう呉店）に適用していた駐車施設の附置義務の免除の規定を、呉駅西駐車場が設置されている間、そごう呉店跡地を敷地とする後継建築物についても、引き続き適用するものです。

2 駐車施設の附置義務の概要

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年呉市条例第56号）の規定により、駐車場整備地区等では、一定規模を超える建築物の新築又は増築をしようとする者は、次のとおり駐車施設を附置することが義務付けられています。

		駐車施設の附置基準	荷さばき用駐車施設の附置基準			
対象となる建築物の規模		算出面積(※3)が 1,000平方メートル を超えるもの	特定用途部分の床面積が 2,000平方メートルを超えるもの			
駐車施設数の算定基準	特定用途(※1) 〔店舗、飲食店、 事務所、病院等〕	特定用途部分の床面積 150平方メートル につき1台	百貨店その他の 店舗部分	事務所部分	倉庫部分	その他の特定 用途部分
	非特定用途(※2) 〔マンション等〕	非特定用途部分の床面積 450平方メートル につき1台	3,000 平方メートル につき1台	5,000 平方メートル につき1台	1,500 平方メートル につき1台	4,000 平方メートル につき1台
1台当たりの駐車ます面積		幅2.3m×奥行5m 幅3.5m×奥行6m (車椅子用・1台以上)	幅3m×奥行7.7m 有効高さ3m			
備考		・荷さばき用駐車ますは附置数の内数で設置し、 敷地面積1,000平方メートル未満の場合は免除				

※1 特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

※2 非特定用途：特定用途以外のもの

※3 算出面積：「特定用途に供する部分の床面積」及び「非特定用途に供する部分の床面積の2分の1」との合計

3 呉駅西駐車場の概要

所在地	呉市宝町1番10号
供用開始	平成2年2月20日
構造	鉄骨造
規模	8階建て・6層自走式
敷地面積	4,165.79 m ²
建築延べ面積	12,027.99 m ²
収容台数	481台
営業時間	24時間
駐車料金	○午前6時30分～翌日午前1時 30分までごとに100円（最大料金1,500円） ○午前1時～午前6時30分 60分までごとに100円（最大料金500円）
回数駐車券	○100円券100枚つづり 100冊以上 7,500円×冊数
定期駐車券	○1か月全日定期券 1か月 16,000円 〔大口割引あり 10台～29台 14,000円〕 30台以上 12,000円

階数	内容	
8F	駐車場	99台
7F		47台
6F		98台
5F		98台
4F		92台
3F		47台
2F	駐輪場	
1F	バス駐車場	

} 481台

4 施行期日

公布の日